（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）	
規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）	（略）	（略）
海上運送法第十六条第一項又は第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項	（略）
（略）	（略）	（略）
別表第五（第三十九条関係）		
規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第二項	（略）	（略）	（略）
海上運送法第十六条第一項又は第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前	
別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）	
規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）	（略）	（略）
海上運送法第十五条第一項又は第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項	（略）
（略）	（略）	（略）
別表第五（第三十九条関係）		
規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第二項	（略）	（略）	（略）
海上運送法第十五条第一項又は第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項	（略）
（略）	（略）	（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）